

資料 15

国連安全保障理事会決議 1325 号

国連安全保障理事会決議（決議 1325）2000 年 10 月 31 日〈全 18 項目〉

安全保障理事会は、

1999 年 8 月 25 日付決議 1261（1999）、1999 年 9 月 17 日付 1265（1999）、2000 年 4 月 19 日付 1296（2000）、2000 年 6 月 11 日付 1314（2000）および関連する議長声明を想起し、また 2000 年 3 月 8 日国連女性の権利と国際平和デーに際する議長の記者発表声明（S/C/6816）を想起し、

北京宣言及び行動綱領（A/52/231）および第 23 回国連特別総会「女性 2000：21 世紀に向けたジェンダー平等、開発、平和」成果文書（A/S-23/10/Rev.1）におけるコミットメント、とりわけ女性と武力紛争に関する事項を想起し、

国連憲章の目的および原則、そしてその下における、国際的平和と安全保障を維持するという安全保障理事会の主要な責任を留意し、

民間人、とりわけ女性と子どもが、難民や国内強制移住者を含む、武力紛争による被害者の圧倒的多数を占めており、またますます戦闘要員や武力装置の標的とされていることに対する懸念を表明し、これが結果的に持続的な平和と和解におよぼす影響を認識し、

紛争の防止および解決と平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和と安全の維持および促進における女性の平等な参加と完全な統合、紛争予防と解決に関わる意思決定における女性の役割を高める必要を強調し、

女性および女児の権利が紛争中また紛争後も守られるよう国際人道法および人権法を十分に改善する必要を再確認し、

地雷の除去と地雷に関する意識向上プログラムを促すうえで、あらゆる関係者が女性および女児の特別なニーズを考慮するよう保障する必要を強調し、

平和維持活動においてジェンダーの視点を早急に主流化する必要を認識し、またこのうえでは多面的平和支援活動におけるジェンダー主流化に関するウィンドホーク宣誓およびナミビア行動綱領（S/2000/693）に留意し、

紛争下における女性および子どもの保護、特別なニーズおよび人権に関し、すべての平和維持活動従事者に対する特別研修について述べた 2000 年 3 月 8 日理事会議長による記者発表声明における勧告の重要性を認識し、

武力紛争が女性および女児に与える影響についての理解、また女性および女児を保護し和平プロセスにおける完全な参加を保障する効果的な制度の整備が、国際的な平和と安全保障の維持および促進に重大な貢献をなしうることを認識し、武力紛争が女性および女児に与える影響に関するデータを集積する必要に留意し、

1. 紛争の予防、管理、解決に向けた活動を行う国内・地域・国際的な組織及び機関のあらゆる意思決定レベルに女性の参加がさらに促進されるよう加盟国に強く求める。
2. 紛争解決および和平プロセスにおける意思決定レベルに女性の参加を拡大することを求める行動戦略計画（A/49/587）を実施するよう国連事務総長に対し奨励する。
3. よりよい事務諸形態を追求するために、より多くの女性を特別代表や使節として任命す

るよう事務総長に強く求める。そのためにも人材登録名簿を定期的に更新し、よき人材を事務総長に提供するよう加盟国に求める。

4．国連の現地活動、特に軍事監視、民間警察、人権及び人道に関する活動において女性の役割と貢献が拡大されるよう事務総長に対して強く求める。

5．国連安全保障理事会は平和維持活動において、ジェンダーの視点に立った活動が行われることが望ましいことを表明する。適正に応じて現地の活動にジェンダーの要素を取り入れることを保障するよう事務総長に強く求める。

6．女性の保護、権利、特別なニーズに関して、またあらゆる平和維持と平和構築の活動に女性が関わることの重要性を示す、研修ガイドラインや資料を加盟国へ提供するよう事務総長に対して要求する。これらの要素およびH I V / エイズに関する意識の向上に向けた研修を軍隊および民間警察の国家研修プログラムの中にも取り入れるよう加盟国に要請する。さらには、平和維持活動に従事する民間人も同様の研修を受けることを確保するよう事務総長に対して要求する。

7．加盟国に対し、国連女性基金や国連児童基金、国連難民高等弁務官事務所、その他の関連基金やプログラムによって行われているジェンダートレーニングの努力に対して、資金的、技術的および事務所体制強化に向けた支援を自主的に拡大するよう求める。

8．和平協定の交渉、実施の際には、全ての関係媒体が、ジェンダーの視点を取り入れることを求める。その取り組みには、以下の事項が含まれる。

(a)紛争後の帰還、再定住、社会復帰、社会への融合、再建のプロセスにおける女性・少女の特別なニーズに留意すること

(b)紛争解決のために、現地女性による平和のためのイニシアティブ、先住民による紛争解決のプロセス、和平協定の実施においてあらゆる機関の中に女性が関わることを支援する方策をとること

(c)特に憲法や選挙制度、警察、司法に関わる事項において、女性や女兒の人権を擁護し尊重することを保障するための方策をとる。

9．武力紛争に関わるあらゆる当事者に対し、市民としての女性および女兒の権利と保護に関する国際法 - とりわけ 1949 年のジュネーブ条約および 1977 年の追加議定書、1951 年の難民条約および 1967 年の追加議定書、1979 年の女性差別撤廃条約および 1999 年の選択議定書に関する 2000 年 10 月 31 日安全保障理事会プレスリリース S C / 6942 第 4213 会議、1989 年の子どもの権利条約および 2000 年 5 月 25 日の選択議定書等 - を十分に尊重し、さらに国際刑事裁判所ローマ規定における関連条項についても留意するよう求める。

10．武力紛争に関わるあらゆる関係者に、ジェンダーに基づく暴力、特にレイプやその他の形態の性的虐待、また武力紛争下におけるその他のあらゆる形態の暴力から、女性や女兒を保護する特別な方策をとることを求める。

11．すべての国家には、ジェノサイド（大量虐殺）人道に対する罪、性的その他の女性・少女に対する暴力を含む戦争犯罪の責任者への不処罰を断ち切り、訴追する責任があることを強調する。またこれらの犯罪を恩赦規定から除外する必要性を強調する。

12．武力紛争に関わるあらゆる当事者に対して、難民キャンプや居住地に住む人々の民間としての立場や人道的側面を尊重し、女性および女兒の特別なニーズを考慮するよう呼びかける。こうした認識をもって、今後、難民キャンプや居住地整備を行うことも求める。安全保障理事会は、1998年11月19日の1208号決議を喚起する。

13．武装解除、動員解除および復興計画に携わるあらゆる関係者に対し、元戦闘員の女性と男性とでは異なるニーズがあることに留意し、またそれぞれの扶養者たちのニーズにも考慮するよう奨励する。

14．国連憲章第41条項が適用される場合には、適切な人道的免責を考慮し、女性および女兒には特別なニーズがあることをも考慮の上、民間人全体への影響について考慮すべきであることを再確認する。

15．安全保障理事会はジェンダーの視点に立ち、女性の権利の確保も考慮しつつ任務を遂行することを表明する。これらは、現地および国際的な女性グループとの対話等をも通じて行うものである。

16．事務総長に対し、武力紛争が女性と女兒に与える影響や、平和構築における女性の役割、和平プロセスと紛争解決におけるジェンダーに関する側面の研究を実施するよう招請する。またさらに、安全保障理事会に研究結果を報告し、すべての国連加盟国がこの報告を活用できるようにするよう招請する。

17．事務総長に対し、平和維持活動やその他のあらゆる女性や女兒に関わる活動においてどの程度ジェンダー主流化が進展したかについて、安全保障理事会への報告に適切に盛り込むよう求める。

18．上記事項に関し、積極的に把握しつづけることを決意する。

出典：「女たちの21世紀(33号)」(アジア女性資料センター季刊、2003(平成15)年)より引用